

東北町経営継続支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 東北町経営継続支援事業（以下「補助事業」という）の実施に当たっては、東北町経営継続支援事業実施要綱（以下「実施要綱という」）に定めるものとし、その交付については、東北町補助金交付規則（平成17年東北町規則第50号。以下「規則」という）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者等)

第2条 補助金の交付対象者、補助対象経費、補助金の額及び採択基準は、実施要綱及び別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助事業の事業計画を承認された補助対象者は、補助金交付申請書（第1号様式）に町長が必要と認める書類を添付し提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 町長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し補助金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 町長は、前項の場合において、適正な補助金の交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(補助金交付の条件)

第5条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業について、事業費の30%を超える増減が生じた場合において、事業変更承認申請書（第2号様式）を町長に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止する場合において、事業中止承認申請書（第2号様式）を町長に提出してその承認を受けること。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を町長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支、その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを耐用年数が経過する期間まで保管しておくこと。
- (5) 補助事業により取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (6) 補助事業により取得した財産（取得価格税抜き単価50万円以上）について財産管理台帳（第3号様式）を第15条で規定する期間整備保管すること。
- (7) 事業実施後補助事業の成果については、状況報告書（第4号様式）に町長が必要と認める書類を添付し、補助事業対象機械又は資材を使用してから40日以内もしくは、事業を実施した翌年度の12月末日までのいずれか早い期日までに提出しなければならない。

（交付決定通知）

第6条 町長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件事項を記載した補助金交付決定通知書を当該補助金の交付申請をした者に通知するものとする。

（補助金交付申請の取下げ）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定通知書を受けた者は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合、又はその他の理由により当該補助金等の交付申請を取下げする場合は、速やかに補助金等交付申請取下げ書（第5号様式）により、当該補助金等交付申請の取下げをすることができる。

（補助金の交付方法）

第8条 補助金は、概算払又は精算払で交付する。

（補助金の請求）

第9条 補助金の請求は、補助金請求書（第6号様式）を町長に提出して行うものとする。

(実績報告)

第10条 規則第10条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日以内又は4月5日のいずれか早い期日までに実績報告書（第7号様式）に町長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

(事業遅延の届出)

第11条 補助事業者は、補助事業が交付申請書に記載した事業完了予定年月日までに完了できないと見込まれる場合、または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届出書（第8号様式）を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金交付決定の取消し)

第12条 町長は、補助事業者が補助事業により取得した機械又は資格を交付決定の内容、若しくはこれに付した条件その他法令又はこれに基づく町長の命令若しくは指示に違反したときは、当該補助金の交付決定を取り消すことがある。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期間を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第14条 規則第15条の規定により補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産、その他町長が補助金等の交付目的を達成するため、特に必要があると認めて定めるものについて、町長の承認を受けないで、その目的に反して使用し、譲渡し、交換・貸付又は担保に供してはならない。

(処分の制限を受ける期間)

第15条 財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

附 則

この告示は公布の日から施行し令和3年4月1日から適用する。